

達第百十二號

横須賀海軍造船廠ニ於テ製造ノ第三號三等巡洋艦ヲ音羽^{オホト}ヘ命名セラル

明治三十六年十一月一日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百十三號

軍艦音羽ヘ信號符字左ノ通點付ス

明治三十六年十一月一日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

G Q N M 音 羽

九十三 海 軍

達第百十四號

軍艦及水雷艇類別等級別表中巡洋艦三等ノ^{機関}内ニ「音羽」ヲ加フ

明治三十六年十一月一日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

正 誤

本年達第百七號艦艇機關高力運轉規則第七條中「駆逐艦」ハ「駆艦」 第九條中「所管長官」ハ「所管長官」[」]誤

全別表欄外記事第一項中最近ノモハ、下ニ「(駆逐艦及水雷艇ニ在テハ強壓通風全力)」及自然通風全力(後段)ハ下ニ「(駆逐艦ニ在テハ強壓通風全力)」ヲ脱ス

海 軍 省 副 宮

音羽
ノ
モ
ハ

1547

達第百十五號

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表左ノ通改メ明治三十六年十一月十四ヨリ之ヲ施行

明治三十六年十一月十四日

海軍大臣 男爵山本權兵衛



明治三十六年十一月六日

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表					
	監獄書記	監獄看守長	監獄看守		
横須賀海軍監獄	一	四	十三		
吳海軍監獄	一	三	十二		
佐世保海軍監獄	三	三	十一		
舞鶴海軍監獄	十一	十二	十二		

九十四

海軍

1548

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

選第百十六號

海軍省處務規程中左ノ遠改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第三條 局長ハ一時ノ病氣事故不在等ニ際シテハ局員ニ命シテ便宜常務ヲ處理セシムルコトヲ得

第五條削除

第七條中「屬、」ハ下ニ「編修書記、」ヲ加フ

第十四條 軍務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 艦隊軍艦其ノ他諸官衙學校等ノ建制及其ノ勤務ニ關スルニト
- 二 軍艦、水雷艇、運送船、通信船、工作船及病院船ノ本籍及所屬ヲ定ムルコト
- 三 艦隊軍隊ノ編制、進退、役務ニ關スルコト

九十五

海軍

- 四 艦隊軍艦其ノ他諸官衙學校等ノ定員制定ニ關スルコト
- 五 要塞地帶法及軍港要港規則等ニ關スルコト
- 六 軍紀風紀ニ關スルコト
- 七 戰及徵發ニ關スルコト
- 八 儀式禮式ニ關スルコト
- 九 服制服裝ニ關スルコト
- 十 旗章及賞牌徽章等ニ關スルコト
- 十一 演習及檢閱ニ關スルコト
- 十二 運輸及通信ニ關スルコト
- 十三 海上保安ニ關スルコト
- 十四 沿海各地ニ於ケル海軍部外ノ土木工事ニ關スルコト
- 十五 外國駐在將校及同機關官ニ關スルコト
- 十六 望樓ニ關スルコト

十七 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

十八 海軍教育本部ニ關スルコト

十九 海軍經政本部ニ關スルコト

二十 水路部ニ關スルコト

第十五條削除

第十六條 人事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 満士官以上及文官ノ進退、任免、補職、命課、增俸、分限其ノ他ノ人事ニ關スルコト

二 満士官以上ノ名簿、停年名簿及履歷簿ニ關スルコト

三 武官ノ考課表及勤務報告ニ關スルコト

四 進級會議ニ關スルコト

五 満士官以上ノ補充ニ關スルコト

六 文官ノ名簿及履歷簿ニ關スルコト

七 文官ノ考課表ニ關スルコト

九十六 海軍



八 満士官以上ノ人事ニ關スル上奏書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト

ルコト

九 文官ノ人事ニ關スル上奏書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト

十 人事ニ關スル差使ニ服スルコト

十一 海軍豫備員ニ關スルコト

十二 下士卒ノ任用進級其ノ他ノ人事ニ關スルコト

十三 兵員ノ徵募補充及服務ニ關スルコト

十四 召集及簡閱點呼ニ關スルコト

十五 軍人軍屬ノ恩給、遺族扶助、給助、退官賜金ニ關スルコト

十六 軍人軍屬及内國人ノ敍位、敍勳、記章、褒章及賞與ニ關スルコト

十七 拜謁參賀參拜拜覲御陪食御陪宴及之ニ等シキ儀式祭典ニ關スルコト

十八 雇員傭人ニ關スルコト

十九 海軍雇傭ノ外國人ノ人事ニ關スルコト

二十 犯託者ニ關スルコト

二十一 外國旅行券ニ關スルコト

二十二 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第十七條削除

第十八條 醫務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍醫官及藥劑官ノ勤務ニ關スルコト

二 軍醫官及藥劑官以下ノ教育ニ關スルコト

三 外國駐在軍醫官及同藥劑官ニ關スルコト

四 軍人ノ體格ニ關スルコト

五 恩給ニ係ル診斷及傷痍疾病ニ因ル免官免役ノ診斷ニ關スルコト

六 傳染病豫防ニ關スルコト

七 艇船、建築物、被服、糧食、給水、排水等ノ衛生ニ關スルコト

八 內外國諸港ノ風土及地方病流行病ニ關スルコト

九十七 海軍

九 海軍病院ニ關スルコト

十 海軍軍醫學校ニ關スルコト

十一 治療品ニ關スルコト

十二 患者費ニ關スルコト

十三 醫務衛生ノ調査及統計ニ關スルコト

十四 前諸號ノ外總テ醫務衛生ニ關スルコト

十五 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第十九條削除

第二十條 經理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 豫算決算、豫備金支出、定額繰越、過年度支出及定額戻入ニ關スルコト

二 特別會計ニ關スルコト

三 収入支出及帳簿報告ニ關スルコト

四 本省及歲入徵收官ヲ置カザル東京所在各廳ニ屬スル收入ノコト

- 五 本省及委任在拂命令官ヲ置カサル東京所在各廳ニ屬スル経費仕拂ノコト
六 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
七 金錢給與ニ關スルコト
八 被服物品及糧食品ノ經理ニ關スルコト
九 通常物品ニ關スルコト
十 物品ノ賣買賃借ニ關スルコト
十一 官有財產ノ管理及取扱ニ關スルコト
十二 建築工事ノ計畫及施行ニ關スルコト
十三 東京所在各廳ノ建築工事ノ實施ニ關スルコト
十四 本省及本省ト同構内ニ在ル各廳ノ用度及運輸通信取扱ニ關スルコト
十五 船舶車馬傭入ニ關スルコト
十六 金錢物品ノ會計監査ニ關スルコト
十七 主計官ノ勤務ニ關スルコト
- 十八 主計官以下ノ教育ニ關スルコト
十九 外國駐在主計官ニ關スルコト
二十 海軍主計官練習所ニ關スルコト
二十一 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
第二十一條及第二十二條削除
第二十九條中「課長」ヲ「局員」ニ改メ第三項ヲ削除ス
第三十條中「課長及課員若ハ」ヲ削ル
第三十一條中「課長等」及「主務課長」ヲ「局員」ニ改ム
別表ヲ左ノ如ク改ム

(附表)

司	法	局	經	理	務	務	局	入	事	務	總	務	局	監	錄	事	編修	書記	技	術
			一一一	十八				六	三		四			四				一一		

1553

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

海軍技術會議規則ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛



明治三十六年十一月十日

海軍需品庫處務規程ヲ廢ス



明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍需品庫處務規程ヲ廢ス



明治三十六年十一月十日

九十九

海軍

1554

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百十九號

海軍艦政本部處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第一條中「軍務局」ヲ「經理局」ヲ加フ

第三條中「及判定官」ヲ「以下」ニ改ム

第六條ノ二 海軍大臣ニ提出スヘキ公文ハ海軍省所定ノ野紙ヲ用ヒ關係諸官署外ニ捺印シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ海軍省軍務局ニ送附スヘシ

第七條削除

第八條第六號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ二 兵器及屬具ノ造修價格調查ニ關スルヨ

同條第十號ヲ左ノ如ク改ム

十 部外工場ニ委託セル兵器及屬具ノ工事監督並其ノ造兵監督官造兵監督助手ニ關スルヨ

百 海軍

ルコト

同條第十二號第十三號中「兵器廠」ヲ「造兵工場」ニ改ム

第九條第四號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二 需品ノ造修價格調查ニ關スルヨ

第十條第三號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 艦船ノ造修價格調查ニ關スルヨ

同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 部外工場ニ委託セル船體及屬具ノ工事監督並其ノ造船監督官造船監督助手ニ關スルヨ

ルコト

同條中第十號ヲ削除ス

同條第十二號及第十三號中「造船廠」ヲ削除ス

第十一條第三號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ一 機關ノ造修價格調查ニ關スルヨ

同條第十一號ヲ左ノ如ク改ム

十一 部外工場ニ委託セル機器及屬具ノ工事監督並其ノ造船監督官造船監督助手ニ關スルコム

同條第十三號第十四號中「造船廠」ヲ削除ス

- 第十一條ノ二 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 歲入歳出ノ豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二 各工廠ノ會計狀況及材料庫現狀ノ調査ニ關スルコト
三 物件ノ修造價格ニ關スルコト
四 職工ノ賃錢ニ關スル規程及事業費ノ整理ニ關スルコト
五 艦船ノ財產簿ニ關スルコト
六 物件ノ注文購買及其ノ契約案ノ調査並契約ノ締結ニ關スルコト
七 造船造兵監督會計官及監督書記ニ關スルコト
八 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト

百一 海軍

- 九 各部ノ主務ニ屬セサル公文書類ノ保存及公文書類ノ淨書ニ關スルコト
十 人事ニ關スルコト
十一 本部長官印ノ管守ニ關スルコト
十二 機密文書ノ保管ニ關スルコト
十三 積密圖書ノ管理ニ關スルコト
十四 前諸號ノ外各部ノ所掌ニ屬セサルコト
文書取扱以下削除

1556

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百二十號

海軍教育本部處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第七條 海軍大臣ニ提出スヘキ公文ハ海軍省所定ノ墨紙ヲ用ヒ關係諸官擲外ニ捺印シ又ハ併覽ノ印ヲ捺シ海軍省軍務局ニ送附スヘシ

第二章 事務分課

第八條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 將校、少尉候補生、將校生徒、准士官下士卒上等機場兵曹
以下ヲ除クノ教育訓練ニ關スルコト
- 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
- 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
- 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
- 五 第一號ニ係ル教育諮詢會ニ關スルコト

由一 海軍

- 六 大學校、兵學校、砲術練習所及水雷術練習所ニ關スルコト
 - 七 海軍各部教育ノ書ニ關スルコト
 - 八 人事及機密文書ニ關スルコト
 - 九 教育ニ關スル圖書ノ購入、出版、供給ニ關スルコト
- 第九條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
 - 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
 - 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
 - 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
 - 五 第一號ニ係ル教育諮詢會ニ關スルコト
 - 六 機關學校及機關術練習所ニ關スルコト
- 第三章文書取扱以下削除

達第百一十一號

水路部處務規程中左ノ通改正ヘシ

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本権兵衛

第十條ノ一 海軍大臣ニ提出スベキモノハ案ヲ具シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ關係諸官捺印、
上海軍省軍務局ニ送附ヘシ

第十四條中「印刷掛及庶務掛」ハ「及印刷掛」ニ改ム

第二十條削除

第二十四條第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

八 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト

九 各科ノ主務ニ屬セサル事務ニ關スルコト

文書取扱以下削除

百三 海軍

1558

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

大正十二年三月
三四年三月
改正

改正

達第二百二十二號

海軍工廠處務細則左ノ通定ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍工廠處務細則

第一條 檢査官ハ廠長ノ命ヲ承ク左ノ事務ヲ掌ル

- 一、船體、機關、兵器及其ノ屬具並需品ノ修理、改造、新設、引換、要否ヲ検スルコト
- 二、船體、機關、兵器及其ノ屬具並需品ノ検査ニ關スルコト
- 三、船體、機關、兵器ニ要スル材料、物品ノ試験、検査ニ關スルコト
- 四、船體、機關、兵器ノ計畫、方案ノ調査ニ關スルコト
- 五、公文書類ノ接受發送及各部庫ニ屬セサル事務ニ關スルコト
- 六、守衛使丁定夫給仕等ノ使役及監督ニ關スルコト

第二條 造兵部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

百四 海軍

- 一、兵器及其ノ屬具ノ製造圖、製造方法書、製造説明書並其ノ工事ニ關スル入費概算等ノ調査ニ關スルコト
但シ吳海軍工廠造兵部ニ於テハ尙兵器ノ制式圖案調製ニ關スルコトヲ掌ル
- 二、兵器及其ノ屬具ノ設計、構造、製造、改造、修理、裝備、試験ニ關スルコト
- 三、内國私立工場ニ委托セル兵器及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト
- 四、兵器及其ノ屬具ノ授受及其ノ整理ニ關スルコト
- 五、所屬工場ノ造修工事ニ關スルコト
- 六、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ整備ニ關スルコト
- 七、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ保存期限及入費概算ニ關スルコト
- 八、進水式終ルマテ未成艦ニ裝備シアル兵器ヲ保管スルコト

第三條 武庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、兵器及其ノ屬具ノ準備、出納、保管、配備ニ關スルコト
- 二、各部ニ於テ消費セル兵器ノ調査ニ關スルコト

三、兵器ノ保管運搬ニ關スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト

四、其ノ擔任ニ屬スル器具機械等ノ整備、保存期限及入費概算ニ關スルコト

第四條 吳海軍工廠製鋼部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、製鍊、鑄鍊、壓碎、燒鈍ノ事業及其ノ入費概算等ノ調製ニ關スルコト

二、成品ノ授受及其ノ整理ニ關スルコト

三、所屬工場ノ造修工事ニ關スルコト

四、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ整備ニ關スルコト

五、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ保存期限及入費概算ニ關スルコト

第五條 需品庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、需品ノ準備、配備、供給、出納ニ關スルコト

二、需品ノ保管運搬ニ關スルコト

三、需品ノ品種品質数量ノ調査ニ關スルコト

四、總團其ノ他各部ニ供給シタル需品ノ整備、保存ノ調査ニ關スルコト

百五 海軍

五、總團其ノ他各部ニ於テ消費シタル需品ノ調査ニ關スルコト

六、需品ノ保管運搬ニ要スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト

七、所轄需品支庫ノ管理ニ關スルコト

第六條 需品支庫在勤ノ書記ハ所屬需品庫主官ノ命ヲ承ケ石炭其ノ他ノ需品ノ出納保管ニ關スルコトヲ掌ル

第七條 造船部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、船體及其ノ屬具ノ製造、改造、修理、試験ニ關スルコト

二、船體及其ノ屬具ノ計畫、方案並其ノ製造ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト

三、船體及其ノ屬具ノ改造、修理等ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト

四、内國私立工場ニ委託セル船體及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト

五、所屬工場、船渠、船臺及其ノ機械、物品等ノ整備ニ關スルコト

六、所屬工場、船渠、船臺、試驗標柱ノ新設、改築ニ係ル一般計畫ニ關スルコト

七、所屬工場ニ屬スル機械、物品等ノ入費概算及保存期限ニ關スルコト

1560

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

八、進水前ノ未成艦船ノ船體ノ保管ニ關スルコト

第八條 造機部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、機關及其ノ屬具ノ製造、改造、修理、試験ニ關スルコト

二、機關及其ノ屬具ノ計畫、方案並其ノ製造ニ要スル入費概算書、調製ニ關スルコト

三、機關及其ノ屬具ノ修理、改造等ニ要スル入費概算書、調製ニ關スルコト

四、内國私立工場ニ委託セル機關及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト

五、所屬工場及其ノ機械、物品等ノ整備ニ關スルコト

六、所屬工場ノ新築、改築ニ係ル一般計畫ニ關スルコト

七、所屬工場ニ屬スル機械、物品等ノ入費概算及保存期限ニ關スルコト

八、進水前ノ未成艦船ニ裝備セル機關ノ保管ニ關スルコト

第九條 會計部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

計算課

一、造兵造船材料資金ノ豫算決算及其ノ他ノ會計事務ニ關スルコト

百六 海軍

二、造兵造船材料資金ニ屬スル収入及仕拂ニ關スルコト

三、物件ノ造修實費其ノ他生産ニ關スル價格調查ニ關スルコト

四、艦船兵器及其ノ屬具、製造用物件、造兵造船材料並其ノ他運搬ノ契約ニ關スルコト

五、内國私立工場ニ委託セル艦船兵器及其ノ屬具ノ造修契約並之カ仕拂ニ關スルコト

六、受托艦船兵器及其ノ屬具ノ製造修理費ノ徵収ニ關スルコト

七、職工維持ノ現況調査ニ關スルコト

八、職工ノ給與、艦船兵器ノ造修及其ノ他ニ要スル材料、職工數實費並工事現況等ノ報告統計ノ調製ニ關スルコト

九、事業費ニ要スル人夫舟車馬ノ儲役ニ關スルコト

十、前記ノ外所屬各庫ノ所掌ニ屬セサル者

材料庫

一、造兵造船材料ノ貯蔵保管出納ニ關スルコト

二、造兵造船材料ノ貯蔵現況不用品處分ノ調査ニ關スルコト

工 場 庫

一、工事用タシテ材料庫ヨリ受入シタル材料ノ保管出納ニ關スルコト

二、工場ニ交付セル材料物品ノ整理監督ニ關スルコト

三、工場備付ノ器具機械及其实物ノ保管監督ニ關スルコト

四、艦船取外物品、廢兵器其ノ他工業上生シタル殘材殘屑物等ノ保管出納ニ關スルコト

百七
海軍

1562

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百二十三號

海軍造兵廠處務細則中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本總兵衛

第一條 廠長ハ部下兵曹長並御任官ヲ所屬部庫等ニ分属セシムヘシ

第二條 各部長ハ部下諸員ヲ各掛ニ配置スヘシ

第四條中「製造科」ヲ「製造部」ニ改ム

第八條削除

第九條 檢查官ヲ検査掛武庫掛及庶務掛ニ分ツ

第十條 檢査掛ハ兵器及其ノ屬具ノ試験検査ヲ掌リ又其ノ保存方法保存期限ノ調査並射
綱表等ノ編製ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條及第十二條乃至第十七條中「科課庫」ヲ「部庫」ニ改ム

第十三條中「會計課」ヲ「會計部」ニ改ム

由八 海軍

第十五條中「會計課」及「造兵材料」ヲ削ル
ヤテ除ク

第十七條中「掌リ又使一給仕等ヲ監督ス」ヲ「掌ル」ニ改ム

第十八條 材料庫主管ハ造兵材料ノ準備保管出納並之ニ關スル帳簿ノ整理出納計算書ノ
調製ニ關スル事ヲ掌ル

第十九條以下削除

達第百二十四號

鎮守府處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第八條削除

第十五條中「各部長」ヲ削ル

第十九條中「幕僚」ヲ「參謀及副官」ニ改ム

第二十二條削除

第二十三條 機關長ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機關官以下ノ勤務ニ關スルニト

二 機關官ノ管理ニ屬スル船體、機關、兵器ニ關スルコト

三 機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト

四 艦艇機關動作ノ統計ニ關スルコト

百九 海軍

五 出師準備中機關部ニ屬スル事項ニ關スルコト

第二十四條 軍醫長ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍醫官及藥劑官以下ノ勤務ニ關スルニト

二 軍醫官及藥劑官以下ノ教育訓練ニ關スルニト

三 軍人ノ體格ニ關スルコト

四 恩給ニ係ル診斷及傷痍疾病ニ因ル免官免役診斷ニ關スルコト

五 傳染病豫防ニ關スルコト

六 艦船、建築物、被服、糧食、給水、排水ノ衛生ニ關スルコト

七 海軍病院ニ關スルコト

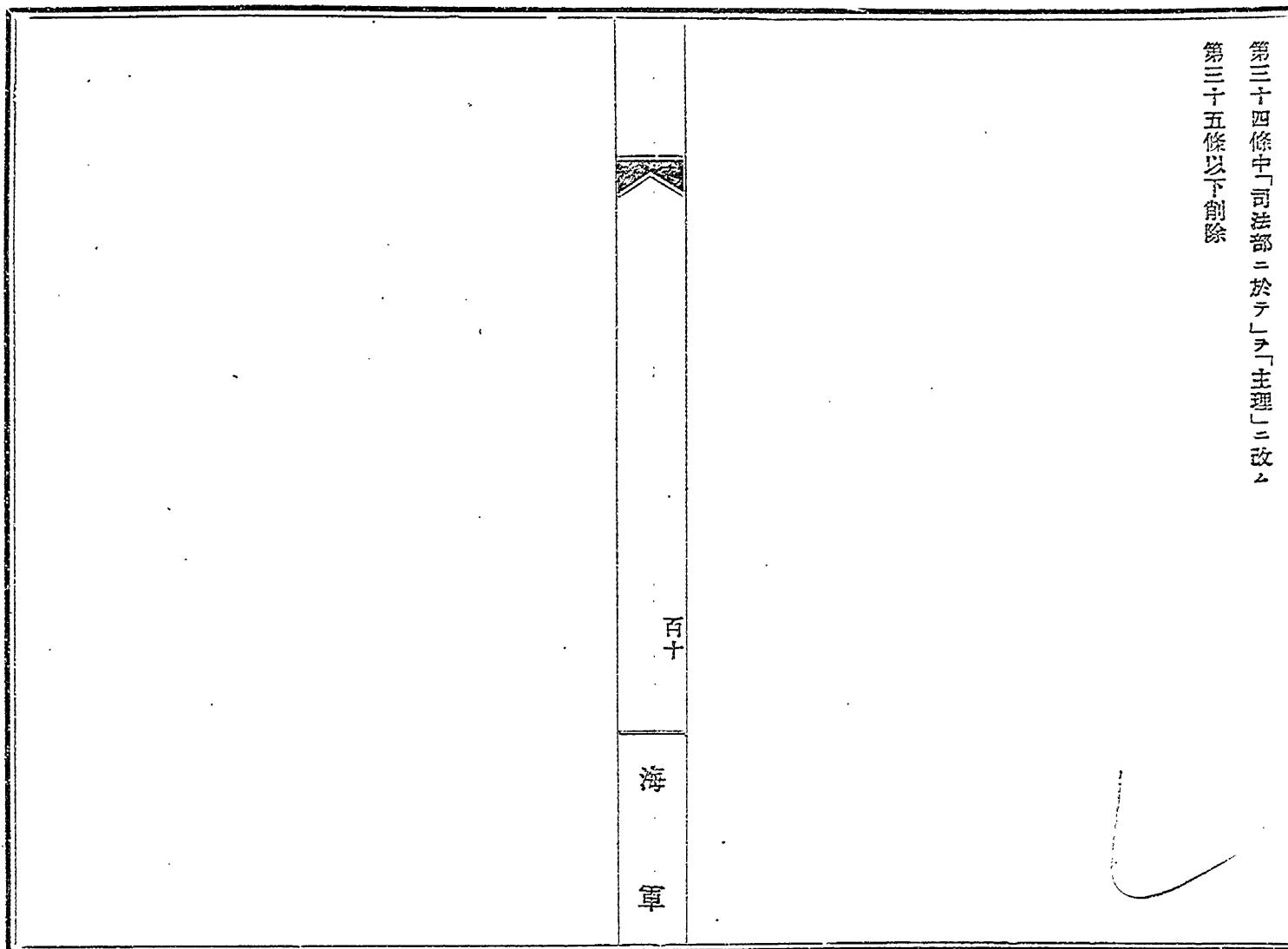
八 出師準備中患者治療ニ關スルコト

第二十五條 主計長ハ主トシテ會計經理ニ關スル諸報告ノ調査及被服糧食ノ出師準備

ニ關スルコトヲ掌ル

第二十六條乃至第三十三條削除

第三十九條中「河川部」於テ」ヲ「主理」ニ改
第三十五條以上削除



1565

達第百二十五號

海軍經理部處務規程左ノ通定ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍經理部處務規程

第一條 海軍經理部ハ常ニ海軍省經理局ト氣脈ヲ通スヘシ

第二條 海軍經理部長ハ會計上ニ就キ必要アルトキハ所轄長若ハ主任官吏ノ辨明ヲ求ム
ルコトヲ得

第三條 海軍經理部長ハ検査ノ事實ニ依リ正當ナラスト認メタル事項ニ付テハ主任官吏
ニ推問シ辨明又ハ更訂セシムルコトヲ得

第四條 海軍經理部長ハ出納官吏ニ於テ計算書及證憑書類ノ提出ヲ怠リタルモノアルト
キハ所轄長若ハ主任官吏ニ通告シ期限ヲ定メテ提出セシムルコトヲ得

第五條 海軍經理部長ハ金穀物件帳簿ノ検査ヲ行フトキハ豫々其ノ期日ヲ當該主任官吏

西十一 海軍

- ノ屬スル長官ニ通知スヘシ但シ不期検査ヲ必要ト認ムルトキハ此ノ通知ヲ爲スト同時
ニ検査ヲ開始スルコトヲ得
- 第六條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一所管歲入歲出ノ豫算決算ニ關スルコト
 - 二 所管歲入歲出特別合計ニ属スルモノヲ除クノ収支ニ關スルコト
 - 三 債給諸給、諸手當、扶助金、旅費其ノ他金錢給與ニ關スルコト
 - 四 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
 - 五 金錢會計ノ規定及監査ニ關スルコト
 - 六 金櫃及帳簿ノ検査ニ關スルコト
 - 七 鎮守府所屬ノ艦船官衛ニ於ケル主計官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
 - 八 他ノ課科ノ所掌ニ屬セサル事項ニ關スルコト
- 第七條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船造兵建築材料物件ニアラサル通常物品特ニ委任仕拂命令官ヲ置キタノモノヲ除クノ購買供給及賣

却ニ關スルコト

- 二 運輸取扱通信取扱及他ノ所掌ニ屬セサル船舶車馬人夫ノ傭入ニ關スルコト
- 三 工事請負及物件ノ賣買貸借運搬裁縫等各般ノ契約書ノ調査ニ關スルコト
- 四 物品會計ノ規定及監査ニ關スルコト
- 五 物品及帳簿ノ検査ニ關スルコト

第八條 衣糧科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 被服物品糧食品ノ調辦配備出納保管供給準備及運搬ニ關スルコト
- 二 被服物品糧食品ノ保管運搬ニ屬スル人夫舟車ノ傭役ニ關スルコト

第九條 建築科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 管區内ノ官有財產ノ管理及取扱ニ關スルニト但シ橫須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク
- 二 管區内ノ建築及土木工事ノ計畫及施行ニ關スルニト但シ橫須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

海軍

- 三 直營工事ニ屬スル工費ノ整理及職工人夫舟車ノ傭役ニ關スルコト
- 四 建築材料物件ノ購買保管出納ニ關スルコト
- 五 軍港内浚渫ノ計畫ニ關スルコト
- 六 海軍所屬ノ浚渫船ヲ以テ直營セサル管區内ノ浚渫施行ニ關スルコト

大正十五年五月
第三十九号
以テ第百三十六號

改正

達第百三十六號

海軍各廳處務通則左ノ通改正ス

明治二十九年五月一日

海軍大臣男爵山本權兵衛

明治三十六年十一月十日

海軍各廳處務通則

第一條 本則ハ海軍各廳處務ノ要領ヲ示スモノトス
但シ別ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ從フヘシ

第二條 本則ニ於テ廳ト稱スルハ法律若ハ勅令ヲ以テ各別ニ設置セラレタル海軍各部ヲ
謂フ但シ海軍省各局及軍艦ハ廳ニ準ス

第三條 本則ニ於テ長官ト稱スルハ海軍軍令部長、各鎮守府司令長官、艦隊司令長官、各
要港部司令官、海軍教育本部長、海軍艦政本部長、水路部長、臨時海軍建築部長、海
軍省各局長其ノ他直接ニ海軍大臣ニ隸屬スル諸官ヲ謂フ

第四條 本則ニ於テ廳長ト稱スルハ各廳ノ長ヲ謂フ艦隊司令官要機監督官等ノ如ク其ノ
部下ニ隸屬廳ヲ有スル諸官及軍法會議上席主理モ亦廳長ニ準ス

百三十二 海 軍

長官ハ其ノ廳若ハ幕僚ニ對シテハ廳長ト看做ス

第五條 長官ハ其ノ部下ニ對シ之ヲ所屬長官ト稱シ各廳長ハ其ノ部下ニ對シ之ヲ所轄長
ト稱ス敷設隊司令、驅逐隊司令及艇隊司令ハ其ノ部下ニ對シ亦所轄長トス

第六條 各廳ニハ件名簿ヲ備ヘ之ニ公文ノ件名ヲ登記シ以テ處分ノ始終ヲ明ナラシムヘ
シ

件名簿ハ某廳號^{達宜廳名}及某機密號^{チ暗記ス}ニ關スル文書ノ件名ヲ
登記シ機密號ハ秘密事件ニ關スル文書ノ件名ヲ登記スモノトス

件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名原番號^{アルモノハ}等ヲ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同
時ニ該番號ヲ公文ニ附點スヘシ但シ中間廳ニ於テハ其ノ進達傳達スルモノニ對シテハ
本則中特ニ規定アルモノノ外之ニ番號ヲ附點スヘカラス

第七條 各廳ニ於テ諸法令中疑義アルトキハ其ノ主務廳ニ質疑スルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ主務廳直ニ之ヲ説明スヘシ但シ重要ナル事項ハ回答ニ先チ所屬長官ノ閱覽ニ供
スヘシ

第八條 海軍大臣、所屬長官其ノ他上官ニ進達スル公文ハ特別ノ規定アルモノノ外總テ

順序ヲ逐々所屬各部ヲ經由スルヲ要ス部下ニ對スル令達指令等亦之ニ準ス
特ニ至急ヲ要スト認ムル公文ハ所屬各部ヲ經スシテ直ニ必要ノ向へ送附スルカ又ハ必
要ノ各部ヘ一通宛送附スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨關係ノ向へ報告若ハ通報ス
ヘシ

第九條 總テ公文ハ所定ノ單紙ニ書シ番號ヲ附シ本文ヲ書スルニ先チ其ノ大要ヲ摘要ス
ヘシ提出者代理ナルトキヘ官氏名ヲ書シ其ノ右肩ニ何職代理ト書スヘシ
提出者代理又ハ心得ナルトキモ亦其ノ本職印ヲ捺シ職印ナキトキニ限り自己ノ印ヲ捺
スヘシ以下之ニ倣フ

艦船ヨリ出ス公文ハ月日ノ下ニ該艦船ノ所在地ヲ書スヘシ

第十條 官吏自己ノ身上ニ關スル願伺届書等ハ美濃白紙ニ書シ自己ノ印ヲ捺スヘシ

第十一條 大臣宛ノ願伺届書等ニヘ自己ノ名ノ上ニ其ノ職名ヲ附記スヘシ

第十二條 所屬長官若ハ所轄長其ノ部下ノ者ヨリ差出ス公文書類ヲ海軍大臣若ハ上官ニ
進達スルトキハ該公文ノ前ナル空欄ニ月日（該公文提出當時ト年ヲモ及進達ノ二字ヲ朱記シ職
印ヲ捺スヘシ

百十四 海 軍

前項ノ場合ニ於テ該公文ニ意見ヲ附スルニハ別紙ニ記シ之ニ進達ノ旨ヲ記入シ番號ヲ
附點シテ該公文ニ添附スヘシ

第十三條 特別ノ規定アルモノヲ除キ文書ハ總テ一通ヲ出スヲ例トス經由スル諸廳ニ在
テ寫ヲ要スルトキハ必要缺クヘカラサルモノニ限リ其ノ廳ニ於テ書寫スヘシ

第十四條 指令ハ其ノ差出廳長又ハ差出人ニ向テ下スヘキモノトス但シ受附廳ニ於テ其
ノ留置ヲ要セスト認ムルモノハ直ニ其ノ本書ニ指令文ヲ書シ必要アルトキハ附箋ニ其
ノ理由ヲ記シ下附スルコトヲ得

指令ヲ取次ク廳ニ於テハ重要事件ハ廳長之ニ捺印シ其ノ他ハ別ニ之ニ記入若ハ捺印ス
ルコト無ク差出廳又ハ差出人ニ下附スヘシ

第十五條 官吏事務ヲ取扱フニ當リテハ主務者ニ限リ其ノ公文ノ所定ノ位置若ハ紙端ニ
自己ノ印ヲ捺シ起案調査處辨若ハ領知ノ證トナスヘシ但シ職印ヲ捺ス場合ニハ此ノ限
ニアラズ

第十六條 官ノ機密ニ關シテハ官吏服務規律ニ依ルヘキモ軍事ニ關スル事項ハ特ニ其ノ
漏洩ヲ避ケルコトニ注意スヘシ

第十七條 各廳ヨリ發送スル公文ハ其ノ宛名諸官ノ必ス親ラ開誠ヲ要スルモノニ限リ其ノ

ノ封筒面左側ニ「親展」ト朱記スヘシ又秘密文書ヘ其ノ封筒面左側ニ「祕」ト朱記シ其ノ人事ニ關スルモノヘ「人秘」ト朱記スヘシ

軍機ニ關スル公文其ノ他重要ナル秘密文書ヲ發送スルニハ内外二重ノ封筒ヲ用フヘシ
此ノ場合ニ於テハ前項ノ朱記文ヘ之ヲ其ノ内封筒面ニ記スヘシ

第十八條 各廳ニハ必要ト認ムルトキハ勤務簿ヲ置キ官吏ヲシテ毎日出勤ノトキ之ニ捺印セシメ各廳長之ヲ監査スヘシ

第十九條 官吏退出後ヨリ翌朝出勤時刻迄ノ間及休暇日ニ於テ事務ノ取扱ヲ要スル廳ニ於テハ宿直ヲ置クヘシ

宿直ハ平常判任官ヲシテ交番勤務セシムルモノトス或時事變ニ當リテハ長官ハ事務ノ繁簡ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ

第二十條 宿直ヲ置カナル各廳ニ於テ退出後ヨリ翌朝出勤時刻迄ノ間及休暇日ニ到來スル公文ノ受附ニ關スル事件等ハ所屬長官ノ認許ヲ經テ適宜ノ方法ヲ設クヘシ

第二十一條 各廳長ハ防火ニ關スル相當ノ内規ヲ定ムヘシ
各廳近傍出火ノ際ハ其ノ廳勤務ノ者ハ勤務時間外ト雖速ニ出勤シ所轄長ノ指揮下ニ進

百十五 海軍

退スヘシ

第二十二條 各廳長ハ部下諸員ノ有スル辭令文面ノ範圍内ニ於テ之ニ職務ノ分擔ヲ命シ
又ハ其ノ所屬ヲ定ムヘシ但シ職務ニ關シ特ニ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第二十三條 各廳長ハ臨時事務ノ繁閑ニ依リ甲務ノ吏員ニ乙務ノ補助ヲ命スルコトヲ得
第二十四條 長官及各廳長ハ旅費豫算配付額以内ニ於テ部下諸員ニ公務旅行ヲ命スルコトヲ得但シ長官自ラ公務旅行ヲナシントキヘ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第二十五條 海軍各部ノ職員新任若ハ轉勤轉職ノ場合ニハ辭令ヲ受領シタル日ヨリ其ノ職責ハ總テ新職員ニ移ルモノトス辭令ニ代フヘキ電信通知ヲ得タルトキ亦同シ但シ事務引繼ヲ終ラシテ舊職員殘留シ新職員未タ就職セサル間ハ舊職員ハ依然其ノ職責アルモノトス

前項ノ場合ニ於テ舊職員退職シ新職員未タ就職セサル間ハ新職員事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルモノト看做シ規定ニ從ヒ部下首席者其ノ代理ヲナスカ若ハ之カ代理者ヲ命スヘキモノトス

職責ニ關シ所轄長ノ指定ヲ要スル職員ハ前諸項ニ依ルノ限ニアラス故ニ此等ノ職員轉

免ノ場合ニ於テ辭令受領後仍ホ前職務ヲ執ラシムヘキ必要アルトキハ所轄長適宜之ヲ
命スヘシ

第二十六條 官吏轉勤轉職等ノ節出發期日ニ至リ病氣ノ爲出發スル能ハナルトキハ長官
ニ在テハ直ニ海軍大臣ニ、其ノ他ノ高等官ニ在テハ舊所屬長官ヲ經テ海軍大臣ニ、判
任官ニ在テハ舊所轄長ヲ經テ舊所屬長官ニ届出ヲ舊所轄長ハ之ヲ新所轄長ニ通知スヘ
シ又事務引繼等ノ爲出發延期ヲ要スルトキハ舊所轄長ハ新所轄長ニ之ヲ通報シ各所屬
長官ニ報告スヘシ

第二十七條 官吏待命休職停職豫備役後備役退役若ハ免官廢官トナリ事務引繼ヲ要スル
トキハ所屬長官ハ豫メ期限ヲ定メ海軍大臣ノ認許ヲ得テ之ヲ命スヘシ但シ其ノ引繼七
日以内ニ終了スルモノハ所屬長官限リ之ヲ命シ其ノ旨人事局長ニ通報スヘシ

達第百二十七號

明治二十一年達第百三十五號、明治二十四年達第五十九號ヲ廢ハ

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本 檉 兵衛

總務百二十七號參照

明治二十一年達第百三十五號ハ文書看護隊點方ノ件、明治二十四年達第五十九號ハ旅費ノ算定配付額内ニテ製官部

下諸員ニ旅行手合バシコトナリ件ナリ

百十七 海 軍

1572

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百二十號

八號

明治三十年達第百一號歲入歲出取扱規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本 権 兵衛

第三十八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但最終支出明細報告書ノ外第五條第二項ニ據ル整理科目ノ各節支出額ハ掲記スルヲ
要セバ

第三十八條第三項ヲ左ノ通改ム

委任仕拂命令官最終支出明細報告書ヲ送付スルトキハ別ニ経費所屬ノ各廳區分ニ從
ヒ第十二十六號書式ノ内譯書ヲ作り經理局長ニ送付スヘシ

第四十一條第一項中現計書ノ次ニ「及第二十七號書式ノ外貨支出報告書」ヲ加フ

第六十二條中「軍港内ニアハ各廳及」ノ下ニ「臺灣總督府海軍幕僚」ヲ加フ

書式

百十八 海軍

第十四號書式ヲ別紙ノ通改ム

第十七號書式ヲ別紙ノ通改ム

第二十五號書式備考第一中「並決算明細書」ノ六字ヲ削リ第一ヲ削除ス

第二十五號書式附屬決算部局別調書ヲ別紙ノ通改ム

第二十六號書式ヲ別紙ノ通定ム

第二十七號書式ヲ別紙ノ通定ム

第十四號書式

用紙美濃紙

某年度歲出經常(臨時)部

明治何年何月分

支 出 明 細 報 告 書

備
三、二、一 考

更定リ更ト其支
定ヲ委定キ豫出
減ナ任額ハ量未
額シ仕增同額濟
及タ拂減額ヲ額
訂ル命欄内掲ノ
正金令ニヘク欄
減額官ハ朱但ニ
額ヲニ規書翌ハ
ハ掲於程ス年帳
朱載テ第ル度簿
書ス直五モヘノ
トルチ條ノ繰結
スモニ但ト越果
ノ豫書ス額ニ
ト算ニア依
ス更依 ルリ

明治何年何月何日

何 蘭

委任仕拂命令官職氏名 団

1574

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

科 目	豫 算 額		支 出 額						前正額		備 考	
	本月更定額増減		現豫算額	本月命令済額		本月戻入額	前月迄累計		前正額			
	内額	外額		内額	外額		内額	外額	内額	外額		
軍事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
俸給及諸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上長官士官俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
准士官俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
下士俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
判任俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
技術手加俸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
營營費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
船營營費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
定備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修理品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経常部合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第十七號書式
用紙美濃紙

年度			備考
(款)			第一 第二
明治	年	月分	
現	計	書	
明治	年	月 日	
軍艦某(何々)			
現金前渡官吏職氏名			

フヲ前月度報告スルモノトキハ備考ノ際概算渡ノ精算ニ至ラサル
加ナシタノ仕拂高ノ内科曰達ヒ等ノ爲科目訂正額ヲ前月迄累計スルモノテ其目訂正額

1576

科 目			仕 拂 領			残 額			備 考		
項	目	額	受 入 額	前月迄累計	本 月 分	計	前	後	前	後	備

1577

明治何年度経費決算部局別調

第二十五號書式附屬 (用紙美濃紙)

科 目 <small>(款) (項) (目) (節)</small>	(經理局)何々鎮守府所屬各廳若クハ(經理局)何々鎮守府 艦團部隊														合計
	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	何々々	

備考
 一、鎮守府経費ト艦團部隊経費ト
 ハ別冊ニ編纂スヘシ
 二、部局別欄多數ニシテ一葉ニ記
 入ヲ了セサルトキハ紙端ニ繼
 足シ折込トスベシ
 三、單ニ一部局ニ止マル費途(例
 令廳費、造兵及修理費、造船
 及修理費等ノ如キ)ハ記入ヲ
 要セス

1578

第二十六號書式
用紙 美濃紙

某年度歲出經常(臨時)部

支 出 明 細 報 告 內 譯 書

明治何年何月何日

何 廳

委任仕拂命令官職氏名團

1579

科		目		豫算額		仕拂命令済額		豫算残額	
款	項	目	節	目	額	目	額	目	額
軍事費	俸給及諸給	上長官士官俸給	佐尉	0	0	0	0	0	0
		准士官俸給	曹師	0	0	0	0	0	0
		下士俸給	曹記手	0	0	0	0	0	0
		判任俸給	品用資	0	0	0	0	0	0
		技術需	備耗理	0	0	0	0	0	0
			部合計	0	0	0	0	0	0
			經常	0	0	0	0	0	0

1580

第二十七號書式

(用紙美濃製紙)

何年度何月分外貨支出報告書

款	項	外	貨	換算邦貨	相	場	記
	類別						
軍事費	糧食費英貨	1000	1000	1000	貳	志	支
海軍擴張費	造船費空	1000	1000	1000	志	換	出額へ前相場
計		1000	1000	1000	決定	相場	地名トシタルモノ官吏ニ交換額ハ前相場等ニ於記
		1000	1000	1000			トスハテ日本本モノ中良ノニ詳記スル外貨額并相場及交子紙

右及報告候也

明治 年 月 日

前渡官吏 職 氏 名 印

委任仕拂命令官宛

1581

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百一十九號

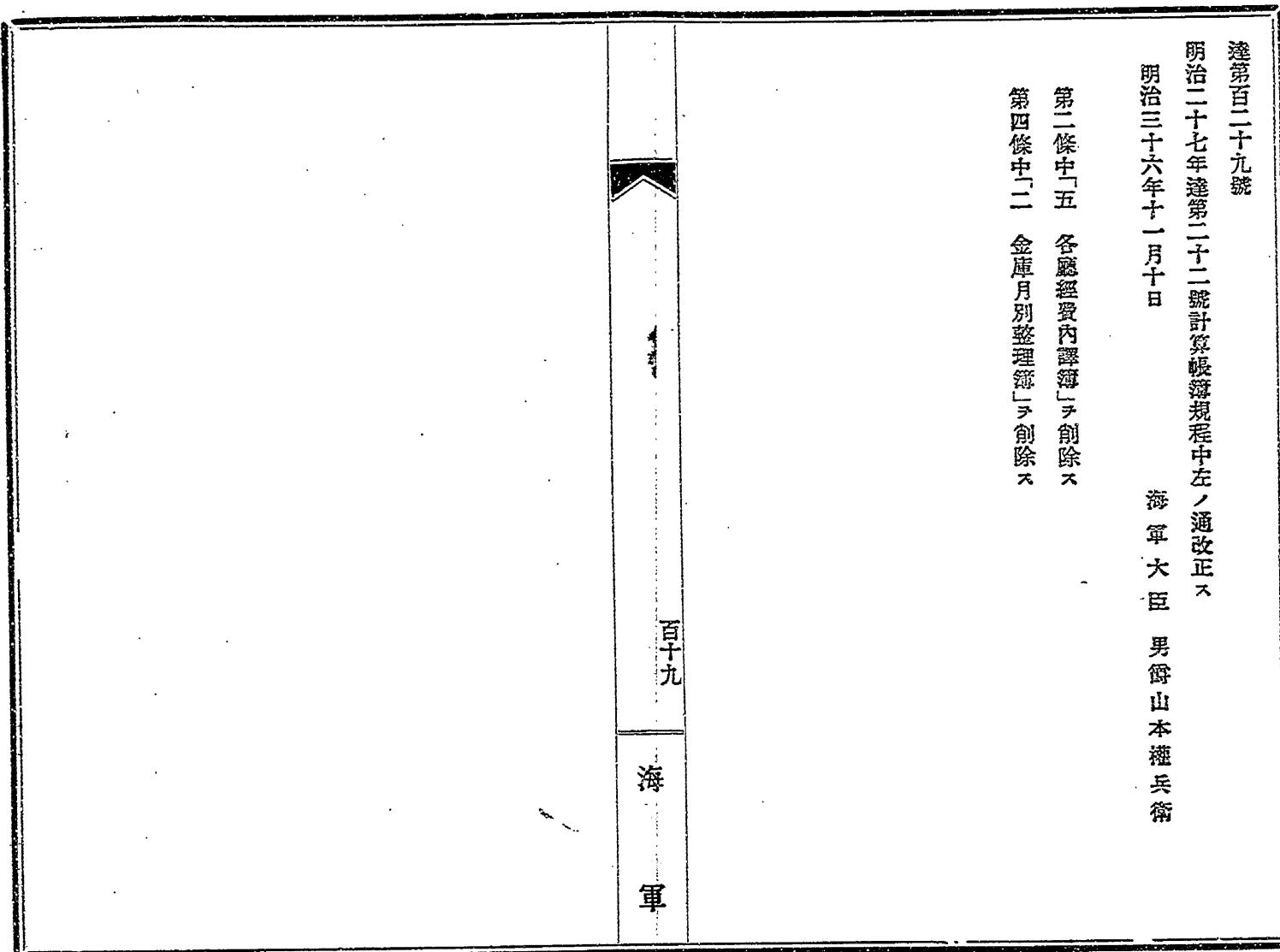
明治二十七年達第一二二號計算帳簿規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本権兵衛

第一條中「五 各處經費内課簿」ヲ削除ス

第四條中「一 金庫月別整理簿」ヲ削除ス



1582

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

支那事變
軍備費
支那事變
軍備費



達第百三十號

明治三十三年五月達第八十號兵備品出納命令官會計官吏別表ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

1583

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

(別表)

兵備品出納命令官會計官吏表

品名	出納命令官	會計官吏
兵器彈藥水雷及附屬品	造兵廠長	先任檢查官
	造兵部長	武庫主管
	下瀨火藥製造所長	*下瀨火藥製造所書記
秘密圖書	鎮守府參謀長	鎮守府後任副官
	水路部長	水路部圖誌科長
測器海圖	水路部主管	水路部測器科長
	測器庫主管	*測器庫書記
艦營需品	需品庫主管	需品庫庫員
	要港部參謀長	需品支庫書記
被服糧食	經理部長	要港部主計長
	病院長	經理部衣糧科長
治療品	療品庫主管	

備考

本表中 *印ヲ附シタル會計官吏ニハ辭合書ヲ附與ス

達第三十一號

明治三十三年五月達第八十一號通常物品出納命令官會計官類別表ノ通改正ス



明治四十五年
度支省
支那事務局
支那事務局
廢止

明治二十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

通常物品出納命令會計官吏表

品名	名	出納命令官	會計官吏
本省管内各廳々用物品及囚徒費所屬物品		×經理局員	×經理局屬
經理局建築用物品		×務務局員	×務務局屬
參考用治療物品		×醫務局員	×醫務局屬
東京所在各廳普通圖書(學校練習所等)	本省先任副官	文庫主管	
造兵廠所屬物品 廢兵器	造兵廠會計部長	材料庫主管	
水路部所屬物品	水路部長	會計課長	
下瀨火藥製造所々屬物品	下瀨火藥製造所長	下瀨火藥製造所書記	
鎮守府所在各廳(學校練習所等)廳費所屬物品 及他ノ主管ニ屬セザル物品	經理部第二課長	經理部課員	
經理部建築用物品	建築科長	建築科々員	
糧食費及被服費所屬物品	衣糧科長	衣糧科々員	
軍港要港費所屬物品	港務部長	港務部主計長	
工廠資金所屬物品			
工廠及修理工場所屬物品(別ニ出納命令官及會計官 吏ヲ置キタルモノヲ除ク)	工廠會計部長	工場庫主管	
廢兵器 艦船取外シ物品 廢船舟	需品庫主管	需品庫々員	
艦營費所屬物品			
鎮守府所在各廳患者費所屬物品	病院長	療品庫主管	
測器庫測器費所屬物品	測器庫主管	測器庫書記	
囚徒費所屬物品	監獄長	監獄書記	
學校膳費及患者費所屬物品(機關學校患者費所屬 物品ヲ除ク)	學校長	主計長	
練習所廳費所屬物品	練習所長	主計(主計官練習所) 長	
採炭所廳費及採炭費所屬物品	採炭所長	主計長	
臺灣總督府海軍幕僚廳費所屬物品	海軍幕僚參謀長	海軍幕僚書記	
要港部患者費及傳書鴿費所屬物品	要港部主計長	要港部上等筆記	
要港部軍港要港費所屬物品	參謀長(馬公要港部)	知港事所屬准士官 要港部上等筆記	
大湊水雷團軍港要港費所屬物品	大湊水雷團長	大湊水雷團主計長	
長崎敷設隊軍港要港費所屬物品	敷設隊司令	主計長	

備考

- 一 修理工場ニ於テ使用スル工廠資金所屬物品ニ就テヘ修理工場書記ヲ分任官吏トス
- 二 本表ニ掲タル外物品ノ整理上分任官吏ヲ置クノ必要フルトキハ各出納命令官ノ申
請ニ依リ各所管長官之ヲ命スルコトヲ得
- 三 本表中×印ヲ附シタル官吏ニヘ別ニ備令書ヲ付與ス

摺第四三三十一號

海軍官印規程中左ノ通改正

明治三十六年十一月十四日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第一條中「本省」ノ次ニ「軍務局」ヲ加ヘ「鎮守府經理部」ヲ「經理局」リ改メ

第三條中「課長」「鎮守府部長」「鎮守府經政部長所屬處長」ヲ削リ「仕拂命令官」ノ次ニ
「出納命令官」ヲ加ヘ

正誤

本年達第四三三十一號中「及第二十二條乃至第二十七條」ハ衍

海軍省副官

百三十一 海軍

達第百三十三號

明治三十二年十一月十一號委任仕拂命令官代理規程別表中「海軍省經理局第一課長」ヲ
「海軍省經理局長」ニ、「海軍省經理局第一課先任課長」ヲ「海軍省經理局先任局員」ニ、「東
京海軍造兵廠長」ヲ「海軍造兵廠長」ニ、「東京海軍造兵廠先任科課長」ヲ「海軍造兵廠先任
部長」ニ、「鎮守府經理部長」ヲ「海軍經理部長」ニ、「鎮守府經理部先任課長」ヲ「海軍經理部
先任課長」ニ改ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百三十四號

明治三十年達第百一十六號海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令
官、歲入徵收官、收入官吏別表ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日 海軍大臣 男爵山本權兵衛

百一十三 海軍



支 出 収 入 區 分				委 任 仕 拂 命 收 官	收 入 官 吏
考 備	本省及東京所在各廳(大學校、軍械庫、水路部、下瀨火薬製造所ヲ除ク)並各艦船ニ屬セサル常備艦隊經費ノ支出收入及機動費ノ支出	經 理 局 長	×經 理 局 局 員		
海軍大學校ノ支出收入	海軍大學校長	海軍大學校主計長			
海軍造兵廠ノ支出收入	海軍造兵廠長	海軍造兵廠會計部長			
水路部ノ支出收入	水路部長	水路部會計課長			
海軍軍醫學校ノ支出收入	海軍軍醫學校長	海軍軍醫學校主計長			
下瀨火薬製造所ノ支出收入	下瀨火薬製造所長	下瀨火薬製造所書記			
橫須賀軍港所在各廳及橫須賀鎮守府所轄艦團(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ經費及機動費ヲ除ク)	橫須賀海軍經理部長	×横須賀海軍經理部課員			
佐世保軍港所在各廳(兵學校)及吳鎮守府所轄艦團(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ並竹敷要港部、馬公要港部ノ支出收入	佐世保海軍經理部長	×吳海軍經理部課員			
舞鶴軍港所在各廳及舞鶴鎮守府所轄艦團(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ支出收入)	舞鶴海軍經理部長	×舞鶴海軍經理部課員			
海軍兵學校ノ支出收入	海軍兵學校長	海軍兵學校主計長			
海軍採炭所ノ支出收入	海軍採炭所長	海軍採炭所主計長			
臺灣總督府海軍省所管經費ノ支出	臺灣總督府海軍參謀長 ×臺灣總督府幕僚書記				
一 委任仕拂命令官疾病其ノ他公私ノ事故ニ依リ仕拂命令ノ職ヲ執ルコト能ハナル トキハ別ニ定ムル所ノ代理官ヲシテ其ノ職務ヲ執行セシメ代理官ヲ置カサルモノハ其ノ際別ニ委任者ヲ定ム					
二 ×印ヲ附シタル收入官吏ニハ辭令書ヲ附與ス					

海軍第百三十五號

艦團船統海軍主總（關外）給用品定額表ヲ廢ス（一八九二）

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本権兵衛

海軍第百三十六號

明治三十六年達第九十四號中明治三十二年達第四百四十號ヲ削除ス

明治三十六年十一月十日 海軍大臣 男爵山本権兵衛

百二十四
海軍

1590

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

達第百三十七號

海軍兵備品會計規程中左ノ通改ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第三條ノ別表ヲ別表ノ通改メ第三十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十二條ノ二 兵備品出納命令官第十九條第二十六條に失毀損、腐敗、損廢ノ場合ニ在テハ證憑書類及物品處分案ヲ附シ經理部長(東京ニ在テハ經理局長)へ調査ヲ受クヘシ書式備考第一號末項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

兵備品ニシテ修理改造其ノ他ノ事故ニ因リ現品在庫セザルモノアルトキハ原簿残ノ區ニ羅件ノ一欄ヲ設ケ其ノ數量ヲ登記スヘシ但シ現品庫外ニ在ル日數長カラザルモノハ登記ヲ省略スルコトヲ得

品 名	出納命令官	兵備品會計官吏	會計官吏	分任兵備品	兵備品取扱主任								
兵器彈薬水雷及附屬品	造兵廠長	先任検査官	砲術長、水雷長	砲術長、水雷長	砲術長、水雷長								
秘密圖書	下瀬火薬製造所長	下瀬火薬製造所書記	驅逐艦機關士官長	驅逐艦機關士官長	驅逐艦機關士官長								
測器海圖	鎮守府參謀長	海軍省先任副官	鎮守府後任副官	海軍文庫主管	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡	望遠鏡
船營需品	水路部長	水路部長	水路部圖誌科長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長	航海長
教育圖書内 容	測器庫主管	需品庫主管	需品庫書記	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官
被服、糧食	要港部參謀長	要港部主計長	要港部主計長	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官
被 治 療 品	病院長	衣糧科長	衣糧科員	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官
備 考	本表中ノ分任兵備品會計官吏若ハ兵備品取扱主任ニ相當スル職員ヲ置カサ ル艦團其ノ他各部ニ在リテハ所屬長部下判任官以上ニ之ヲ命シ其ノ官職氏 名ヲ所屬兵備品會計官吏ニ報告スヘシ 水雷艇ニ在リテハ秘密圖書、測器海圖、教育圖書ノ兵備品取扱主任ヲ水雷艇 長ト爲スコトヲ得 本表中 * 印ヲ附シタル會計官吏ニハ辭令書ヲ附與ス	療品庫主管	驅逐艦主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官	主計官

達第五三十八號

明治三十四年達第四十九號造船、造兵材料資金取扱規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第八條中「會計課長若ハ主計長」ホ「會計部長」ニ改ム

第十二條中「鎮守府經理部長」ホ「海軍經理部長」ニ改ム

第三十八條中「各廳長」ホ「廳長」ニ「鎮守府經理部」ホ「海軍經理部」ニ改ム

第三十九條中「造船廳長、造兵廳長、兵器廳長」ホ「工廳長、造兵廳長」ニ改ム

百二十六 海軍

1593

達第百三十九號

海軍造船廠處務細則ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百四十號

海軍兵器廠處務規程ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

明治三十六年十一月十日
海軍

1594

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>